

安心して医療を受けるために

平成25年度 市国民健康保険税の改定

市国民健康保険（国保）は、とても厳しい財政状況です。今後も安定した国保制度を維持していくため、平成25年度から、国保税を改定します。みなさんの理解と協力をお願いします。

問い合わせ先 国保医療課国民健康保険係

☎(36)13003

改定ポイント1 税率の変更

平成25年度から、所得割、均等割、平等割の税額を引き上げます。（表参照）

回数、6月から翌年3月までの10回とします。特別徴収（年金天引）は今までどおりです。
*納期限は月末（12月のみ28日）。土・日曜日、祝日の場合は翌営業日

改定ポイント2 納付回数を8回から10回に

改定ポイント3 端数計算の単位を千円から百円に

国保税を、納付書や口座振替で納めている人の納付年税額を納期ごとに分割し、端数が生じる場合、最

【税率の変更】

区分		平成25年度	平成24年度
医療保険分	所得割	7.0%	6.5%
	均等割	25,100円	23,000円
	平等割	25,100円	23,000円
後期高齢者支援金分	所得割	2.1%	1.5%
	均等割	7,600円	5,500円
	平等割	7,600円	5,500円
介護保険分	所得割	2.2%	0.8%
	均等割	14,200円	9,200円

*均等割とは、被保険者1人当たりの額
*平等割とは、一世帯ごとの額

国保税のいろいろ Q&A

初の納期に端数金額を合算します。百円単位になることで、納付額がより均等になります。

Q1 なぜ国保税が上がるの？

A1 医療費が年々増加し、これまでの税率では賄えないからです。

市の被保険者1人当たりの医療費が増加しているのに対し、1人当たりの国保税収額は、経済状況悪化の影響などで減少しています。

Q2 国保の財政状況は？

A2 平成23年度までに、貯金（国保給付支払基金）を全て使い果たし、その後、赤字分を一般会計（国保被保険者以外も含めた市民のみなさんの税金）からの繰り入れで賄っています。

国保は、市の一般会計と区分けされた会計で、収支均衡を図ることが原則となっていますが、そ

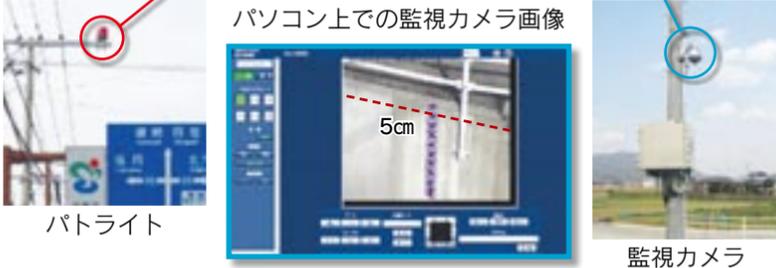
水位監視カメラと注意喚起用パトライトを設置

問い合わせ先 生活安全課 ☎(36)5050



梅雨や台風などの大雨時に、県道宗像若宮線の東海大（短大）入口交差点付近の道路上が冠水するため、通行車両などへの周知を目的に、水位監視カメラと注意喚起用パトライトを設置しました。パトライトは、雨水幹線水路の一番高い所から下5

特に水位が上がると、自動点灯し、通行車両などに注意喚起します。大雨時の通行は、パトライト点灯に注意してください。



れができていない危機的な状況です。

Q3 今回の税率はどのようになっていますか？

A3 平成25年度予算の収支不足分（6億1036万6000円）のうち、2分の1を国保税の改定で対応し、残りは一般会計からの繰り入れで賄います。

Q4 国保税は何に使われているの？

A4 被保険者の医療費、後期高齢者支援金、介護納付金に使われています。

本来、収支不足分は、全て国保税で賄うのが原則です。しかし、被保険者の負担が急激に増えるため、不足分の2分の1

を一般会計から繰り入れ、負担を軽減します。また、介護保険分は、不足分の金額が大きいため、改定の税率も大きくなります。

Q5 国保税率の上昇を抑えるため、市はどのような取り組みをするの？

A5 今後も医療費は、高齢化の進展、医療の高度化などで、ますます増加することが予想されます。医療費が増加すれば、それを賄う国保税率を上げざるを得ません。

医療費の歳出を抑えることが、国保税率の上昇を抑えることにつながります。

市では、ジェネリック医薬品の使用促進、レセプト点検の充実と強化、

適正受診に向けた被保険者のみなさんへの啓発など、医療費適正化対策を重点的に取り組むことで、少しでも医療費の伸びを抑えることを推進します。

*詳細は、市HP <http://www.city.munakata.lg.jp/> ↓市内にお住まいの方 ↓「保険・年金・医療」 ↓「国民健康保険」 ↓「平成25年度市国民健康保険税の改定」で確認

を

水道・下水道の新設・改造・修繕のご用命は...

宗像管工事協同組合

年中無休 24時間 対応

迅速・親切・丁寧

☎ 37-0435

宗像市東郷1083番地の3

組合加入工事店

小田設備(株)	☎36-3373	(有)ミノル設備工業	☎32-3596
協和管工(株)	☎33-6633	大和設備	☎39-7681
(有)田中設備工業	☎33-6600	(有)力丸住宅設備店	☎36-5308

弁護士法人 奔流

LEGAL PROFESSIONAL CORPORATION HONRYU

法律事務所宗像オフィス

所長弁護士 関 五行 (福岡県弁護士会)

初回相談料無料 (1時間)

電話でご予約の上、お気軽にご相談ください。

宗像市赤間駅前1丁目4番7号赤間センタービル3階

TEL 0940-34-1110 FAX 0940-34-1100

弁護士法人奔流が運営する法律事務所 <http://www.bengoshi-honryu.com/>
(本部事務所) 福岡市東区馬出 2-1-22 福岡五十歳ビル 2階 TEL092-642-8525

法律事務所 宗像オフィス TEL0940-29-7457 法律事務所 田川オフィス TEL0947-46-4655 法律事務所 柳井オフィス TEL0946-23-9933 法律事務所 藤原オフィス・藤原事務所 TEL0948-43-8950 TEL0948-43-8891